

## 議 会 運 営 委 員 会 会 議 録

1. 日 時 平成20年12月11日(木曜日)  
午前9時30分~午後0時02分
2. 場 所 委 員 会 室
3. 出席委員 大 中 宏 委 員 長 柴 崎 修 一 郎 副 委 員 長  
荒 山 光 広 委 員 布 施 文 子 委 員  
佐 々 木 隆 義 委 員 村 上 健 二 委 員  
原 田 茂 委 員 山 本 昌 二 委 員  
三 好 睦 子 委 員 岡 山 隆 委 員  
秋 山 哲 朗 議 長 河 村 淳 副 議 長
4. 欠席委員 な し
5. 出席した事務局職員  
重 村 暢 之 局 長 佐 伯 瑞 絵 係 長  
佐 々 木 昭 治 係 長 田 畑 幸 枝 企 画 員

午前9時30分開会

委員長（大中 宏君） どなたもおはようございます。大変年末を控えてお忙しい中、この議運にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

今日は前回に引き続きまして議員の定数、報酬あるいは旅費日当等について皆様方にご協議をいただきたいというふうに思っております。どうかご協力のほどよろしくお願いたします。

それでは早速審議事項に入りたいと思いますけど、議長さん何かございませんか。

議長（秋山哲朗君） いえ、ございません。

委員長（大中 宏君） はい、では早速1の議員の定数についてということから入りたいと思います。また2の議員の費用弁償についてというのとそれから3番の委員の報酬、これかなり今までのお話の中で混同されておられる方もおられるやに思いますけど、以前前回の会議でも会派に持ち帰られて皆さん方と十分ご協議いただきたいと、またあるいは市民の皆さん方のいろんな意見を聞いて次の会合には出ていただきたいという願いをしておりましたので、今日はこれらについてかなり活発な意見が出るとしますのでどうかよろしくお願いたします。

まず議員の定数についてですけど、前回はおよそのところが20人ぐらいは最低すべきでないかという話がかかりあったと思います。中には18ぐらい、極端な話では江津の議会が16でというような資料が配付されましたんで、それも参考になるんじゃないかという意見もありましたし、また中にはいや今のままでいかなければ民意が反映されないから26のままで行くべきじゃないかというような意見もありましたけど、その後皆さん方いろいろのお話を、相談されたり聞かれたりしてまた変わった意見もあると思いますし、お考えがあればひとつお聞かせいただきたいと思います。どなたからでも結構でございますけど、どうかよろしくお願いたします。はい、布施委員どうぞ。

委員（布施文子君） あの検討する叩き台を何か提出していただくという提案があったように思いますが、その叩き台はもうないわけですね。資料は。

委員長（大中 宏君） 前回その資料はお示ししておりましたのでそれ以外はございませんが、その中で県内の、大体あったと思いますよね。定数については大体それぐらいで、主がお隣の長門市さんがひとつ参考になるのではなからうかというので長門市さんの関係も若干資料を出されてましたので、今回は別に資料としては出しており

ません。はい、原田委員。

委員（原田 茂君） 私どもの会派もまだ最終的な結論は出しておりませんが、一応人口とか面積とか、先程言われました近隣の市の状況をあわせてですね、やはり20か18が妥当ではないかというような私どもの会派の意見であります。以上です。

委員長（大中 宏君） 三好委員、定数については。

（発言する者あり）

委員（三好睦子君） 全員で決めることなので、と思います。

委員長（大中 宏君） 会派でも話し合っただけでまとめたいたきたいということはお願いをしておったんですけど、その点についてはどうですか。

委員（三好睦子君） 会派ではまとまっておりませんので、まだ協議中です。

委員長（大中 宏君） いや、その過程でもいいです。その過程についての報告でも。

委員（三好睦子君） 南口委員はこれは減らさなければいけないというニュアンスでしたが、私としてはこの定数を減らすということは郡部、秋芳・美東のほうであまり減ると地域間の、具体的になりますけど秋芳・美東の議員が減っては民意が届かなくなると。やはり人口からみた場合には秋芳・美東が少なく美祿地域が多いというのはありますので、やはり選挙になった場合は人口の多いほうがたくさん出られると思います。それで秋芳・美東としては議員が減っては、一番政治というのは人口の少ないところに行き届いた政治がいると思いますので、そういう面から見ては定数が減った場合に不利になるのではないかと私は考えますので、私は定数は減らすべきではないと考えます。

委員長（大中 宏君） はい、柴崎委員。

副委員長（柴崎修一郎君） 今の三好委員の意見は、今回の選挙、この春の選挙で、そのために春の選挙はそれで26にしたわけです。減らしちゃいけないというんで、郡部は。だからその時の条件としてもう次は減らさなきゃいけないということで、最初はもう郡部のほうからやっぱー、合併委員会の時にそういうことで減らしちゃいけない、郡部の意見を通すためにということで26にしたわけですからね。次回はその代わりということで減らすということやったから。

委員長（大中 宏君） はい、三好委員。

委員（三好睦子君） 市長も言っておられますけど、3年を目処にと言っておられま

す。この期間というのは4年なのでその4年目再スタートのような形だと思えますけど、そういう時にやはりそういった合併当時の意見はそのまま残るのではないのでしょうか。今柴崎委員さんが言われた、合併当時に民意が反映できるようになって言ったのは4年後にはそういう。

委員長（大中 宏君） はい、わかりました。この件についてはちょっと事務局からはっきり読んでもらいたいと思えますけど、合併協議会の約束事で合併後速やかに議員の定数の見直しについては検討されたいと。そしてそういう検討委員会を設けてやっていただきたいという、そういう約束ごとがありますので、もしわかれば文章読んでもらえないでしょうか。はい、どうぞ。

副議長（河村 淳君） 今補足するけどね、これは合併協議会ちゅうのがあったいね。私が出よったからようわかるんじゃけど。それは私が反対しちよるの。24人とか22人とか出たいね、その合併の時。それじゃいけんから、当初じゃから、初めの合併当初じゃから民意をそれこそいうように、柴崎委員が言われたように、こういうことで合併協議会で26人ということにしてもろうちよるの。それから今話があったその次からは協議会を作って20にするか22にするか、それについちゃあ検討しようちゅうことで間違いない、合併協議会で決定しちよる。これは間違いない。

委員長（大中 宏君） 今の補足説明ですけど、この定数についての特別委員会では私は出てないんですけど、24にしましょうという意見があったんです。2人減らして24にしましょうと。やけど26人で、いわゆる法定で決められた26人の定数そのまま最初だからいきますという形で決まって、最後に附則事項としてさっき言うたようなことが付け加えられたわけですね。ですからいわゆる特別委員会というのは今度はここの議会運営委員会のほうに議長から任されたんで、この議運で検討するという形になったわけですから、これは合併協議会での約束事でございますので、これは現状維持というわけにはいかない。必ず減らすという方向で行かなければいけないというふうに思います。はい、どうぞ。

委員（三好睦子君） その件についてはあまり極端に減らすべきではないと思えます。

委員長（大中 宏君） はい、極端に変更ですね。はい、わかりました。はい、岡山委員。

委員（岡山 隆君） 今ちょっと資料出していただいて、これ以外に先程申しました

ように財政規模、これについてもきちっと比較して、市税法人税収その辺のともし  
っかり見て比較していかなければならないということで項目を書き添えていただき、  
10項目ぐらい。それ言ったというのは今皆さんもご存知のように今年のアメリカの  
金融危機を発端に今現在日本においても実体経済でかなり、昨日もソニーが、大手の  
ソニーが雇用1万3,000人ですか、そういう措置をされている。トヨタもそう。  
マツダにしても1,200人程度そういった形で、非常に離職しなければならないそ  
ういう厳しい状況。だから美祢市にあっても2009年度にあっては税収、法人税収  
が見込まれる可能性が、非常に厳しくなってくると思います。そういうことで今後今  
のままの定数であれば非常に市民の皆様からお叱りを受けるという思いがあります。  
今の定数で変わらなければいいという方も中にはおられますけれども、やっぱり民意  
をしっかりと反映してしっかりと私たちが市民の皆さんから納得される定数というの  
をしっかりと決めていかなければならないと思っております。今後しっかりと、法人税収、市  
税等入らなくなりますのでその辺もしっかりと考えていきたいと。あんまり他市のこ  
とと言うちゃあいけませんけれど、長門市にあっては来年4月に選挙やって20名定  
数、人口は11,000ぐらい向こうが多いですけれども、それでも20名の定数。  
今そういう選挙来年長門市がするという中にあってその次がもう16とか17とかそ  
ういう声が非常に出てるということで、なかなか本当に厳しい状況だなと。それだけ  
市の財政状況が窮地に陥っているということを意味してるんじゃないかと思ってお  
ります。是非その辺を市民の皆様が納得されるように私もしっかりと市民の皆様のご意  
見もしっかりと聞きしながら今後来年の12月までに、議運までにその辺をしま  
り決めていきたいとそのように思っております。以上です。

委員長（大中 宏君） はい、他の方でのご意見。はい、佐々木委員。

委員（佐々木隆義君） それぞれ各会派で定数について事前に話もしてあると思うん  
ですけれど、今岡山委員が言われたように近くでは長門市ということで人口あるいは  
面積等勘案して22名に次からするよということで。この一覧表を見られてもわかる  
ように県下の市で海に接していないのは美祢市だけなんです。ほかは全部海に接して  
おると。海に接しているということは港湾、いわゆる港を持っておるということ  
ですね。だから美祢市は農林業。だけど他の市はこれに漁業関係入ってくるという中  
でのまた多くの議題を抱えての人口だということもひとつ考えておかんにゃあならん  
というふうに思います。それと今日もこうして議運をやってまた次よということよりか、

一步一步ある程度確認ができるところは確認をしつつ次の段階に進んで行かれたらいいかがだろうか。というのは何かというと先程委員長も言われたようにですね、定数は減に向かってということ、これは合併協でのそれぞれの申し合わせ等がありますのでここは再度議運としても確認をしますよということの意思統一を図っていただきたいと。以上です。

委員長（大中 宏君） はい、わかりました。じゃ、順番に行きましょうか。意見が出ないようですから。布施委員、どうぞ。（発言する者あり）はい。

副委員長（柴崎修一郎君） 新政会のほうは一応4名ですけど、とりあえず今の議員に関してはですね、最低でも20人以下にしなければいけないという意見でまとまっています。ただ20人以下でどうするか、中には18名、中にはもっと16名という意見ありましたが、とりあえず今のところは話し合いで20人以下で、最終的には中とって18人ぐらいかなというので今のところ収まっております。

委員長（大中 宏君） ほかの会派どうですかね。はい、山本委員。

委員（山本昌二君） うちの会派は前回のこの議運で申し上げたとおりでありますので敢えてえどることはいたしません、18または20ということ。というのはですね前回申し上げましたように今財政が非常に厳しくなっていくというさなかでありますし、いろいろな協議会でですね、老人福祉関係の民生関係の補助金等がカットされていくというような情報が流れておりますので、やはり議会としては議会の姿勢を示していくという会派での意見でございましたので、是非前回申し上げましたとおりの18または20ということでこれから進めていただいたらというふうに思います。以上です。

委員長（大中 宏君） 純政会のほうはどうですかいね。

委員（村上健二君） 先程布施先生が話したようにたいした話はしてませんが、16でも18でも20でも下げることにいいんですけど、そのあとの理論づけというか根拠づけだけちゃんとしてもらえればそれでいいと思います。

委員長（大中 宏君） 明政会のほうはそうすると、あれでいいですか。（発言する者あり）

今これに対しての根拠はどうかちゅうて、はっきり20人にするにはどういうふうな根拠のもとでとか、あるいは18にするにはどういうふうにしたいというようなことで一応、（発言する者あり）はい、ただ感じだとそういうことではなしに、（発言

する者あり) じゃあ1番の定数についてはこの辺でおきたいと思いますがよろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

委員長(大中 宏君) では2番目の費用弁償についての件について皆さん方のご意見をお聞きしたいと思いますけど。これ三好委員からかなりこれも前々からいろいろ言われてましたけど、これも話し合いされました。どうぞ。

委員(三好睦子君) この議員の費用弁償については議会活動として出た場合に、私もこの前2,600円ついてたんですけど、議会の中で活動するときの2,600円というのは日当だと思うんですが、議会として活動するとき日当として出るのは議員報酬とだぶるのでこの費用弁償はいけないと言っているんです。この前の会派であった時は審議会に出た時の話だったのでこの費用弁償にも、審議会に出た時の費用弁償と普通の議会に出た時の費用弁償2通り費用弁償あると思うんですが。

委員長(大中 宏君) いや、これ2と3の項に分かれてますんで。はい、荒山委員どうぞ。

委員(荒山光広君) この議会の中でも今の議員報酬と費用弁償、また3番にもありますように議員が兼職となる委員の報酬とか、なかなかわかりづらい部分があると思うんですね。それでこの際せっかくテレビも入ってますので議員の中でも混同されている部分もあると思いますので、今の議員の報酬、基本的な報酬と今の議題になっております費用弁償がどういった場合に出るのか、それから議員が兼職となっております審査会とかの委員、それに対しても今報酬が出てますけど、その辺の性格とかちょっと整理して説明していただくと今からの話もしやすいんじゃないかなと思いますけども。

委員長(大中 宏君) はい、わかりました。(発言する者あり)

2番と3番の違いですね。(発言する者あり) なかなか皆さんも非常にわかりにくいと思います。それから報酬というのはいわゆる議員については1人30万という議員報酬。その他のいわゆる2番目の費用弁償はいわゆる2,600円。(発言する者あり)ここに資料も出てますんで事務局のほうからきちっと説明してもらいましょう。

議会事務局長(重村暢之君) はい、それではお手元に資料として配付いたしております。まず美祢市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例という条

例のコピーを配っております。この第2条議員報酬、議員報酬の額は別表のとおりとするということで次のページに別表がございます。議長さんが議員報酬月額40万円、副議長さん34万、委員会の委員長31万5,000円、委員会の副委員長30万5,000円、議員30万円と、これが議員さんの報酬でございます。

それで2番目の議員の費用弁償について、これにつきましては第3条に費用弁償という項目がありますが、ちょっと読んでみますと、議員の費用弁償の額は、美祢市職員等の旅費に関する条例に規定する市長の旅費に相当する額とすると。この第2項にですね前項の規定にかかわらず、議員公務に応招したときは、日額2,600円を支給する。ただし定例及び臨時市議会応招の場合は除くということでございます。

それと3番目の議員が兼職となる委員の報酬、これは一枚紙でA4の紙ですが議員が兼職の委員という資料をお配りしております。これが委員名で例えば功労者表彰審査委員会委員さんとかずっと書いてあります。こういったものにつきましても非常勤の特別職として委員の皆さまには報酬が支払われます。これは条例等にも非常勤の特別職ということで報酬が掲げられております。こういったものの中に議員さんが兼職をされて参加をされているということでございます。以上1、2、3番のいろいろな報酬なり費用弁償につきまして簡単にご説明をさせていただきました。以上でございます。(発言する者あり)

これは第2項の2,600円につきましては、現在特別委員会とかそういったものに出られた時に日当的な形での2,600円をお支払いしております。閉会中でございます。この費用弁償につきましては旧美東とか秋芳におきましては旅費と日当というその出し方ということもあったと思います。旧美祢市につきましてはこれをまとめて日額2,600円という形での支出の方法ということでございますので、若干そのあたりのその費用弁償のニュアンス的なものがちょっと違うかと思いますが、そのあたりもよろしくお願ひしたいと思います。(発言する者あり)はい、今のこれが2番目でございます。2番目の費用弁償でございます。(発言する者あり)

委員長(大中 宏君) はい、三好委員どうぞ。

委員(三好睦子君) この2番目のことなんです。これで議員公務として出るのは報酬の中に入っておると。だから今村上委員が言われたのと同じなんですけど、議員の公務として出た時に日当が2,600円出るのはおかしいと言ってるんであって、先程副議長さんも言われたんですけど、旅費として距離に応じて旅費として出るのは出

てもいい、職員の規定にもあると思いますが、準じていいと思います。そういう意見です。（発言する者あり）

委員長（大中 宏君） 今条例の中ではキロ37円と謳ってあります。それからある市ちゅうたらおかしいんですけどね、いわゆる2キロ未満か4キロ未満は切り捨てて、何か最高5,000円なら5,000円で打ち切るといようなそういうのを示したところもあります。（発言する者あり）

委員（三好睦子君） 旅費として出るのが公平ではないだろうかと思うんですが。（発言する者あり）

委員長（大中 宏君） 一応職員の関係のほうは市内に出た場合には日当として2,600円と、そういう規定はあります。だから日当というふうな性格のほうが強いです。（発言する者あり）64号の中にあるんです。市内旅行の旅費は実費相当額としてその他の職員は2,600円と。甲地、乙地そういうような形のものがきちんとあります。64号に。宿泊を伴わない場合もあります。（発言する者あり）

はい、廃止か、存続については皆さん皆反対のようなんですよね。存続すれば旅費として払う形に持ってたらどうかということと、その二つぐらいに絞ってひとつ皆さん方のご意見を聞きたいと思いますけど。はい、佐々木委員。

委員（佐々木隆義君） 旅費、交通費を出すよ、それにプラス日当がついて今のこの2,600円と。これたぶん旧秋芳・美東は日当はなかった。多分平等的に一律ということでこれがあるんじゃないと思うんで、仕分けたって市民の方には理解しちゃもらえん。年間そねえ多くはないし職員の例に従ったにしても2キロ以内は支給しないよということになる。そうすると同じ会議に出ても近くの2キロ以内の議員さんはなんにもないよと。今度例えが悪いんですけど遠くのほうから議員で出ておられる方は交通費だけで4,000円か5,000円出ることがあるわけ。2,600円を超えるぐらい、日当入れんでも。（発言する者あり）上限を決めんと。やからその辺をカバーするための2,600円。かえって混雑するからこれは全部返上すると、全部返上するということがですか。

委員長（大中 宏君） いや、返上はできませんので。（発言する者あり）

副議長（河村 淳君） 条例を変えんにゃいけんことじゃから、要は職員だって給料をもらいよる。旅費だけは旅費規定に則って、遠くから来る者は油代が出よるわけ、職員の旅費規定というのは、そこのところをよく考えんにゃいけんよというのをわし

は言いよるわけ。職員は職員で給料もらいよるからここまで出て来いというようなことをやってもいいそいね。議員もそういうのやってもええ。特にそこのところを考えるとにやいけん。(発言する者あり)

委員長(大中 宏君) はい、布施委員。

委員(布施文子君) 日額2,600円を廃止については賛成なんですけど、今まであれですかね、会期中以外にいろいろな議員活動やってるんですよね。それ申請も何もしてない、これやっぱり出てたんですか。どういう形で出てたのか説明してください。

委員長(大中 宏君) はい、事務局長。

議会事務局長(重村暢之君) 招集をした場合がございます。議員活動、個人個人の議員活動につきましては別でございますのでよろしくお願いいたします。

委員長(大中 宏君) 市議会議員公務に応招したとき、ただし、定例及び臨時市議会応招の場合を除く、という規定があるんです。それらについては2,600円払うというような形がちゃんと条例で謳ってありますので、これは申請しなくても出るような形になっております。ほかに。はい、岡山委員。

委員(岡山 隆君) この2,600円に関しては閉会中の特別委員会とかそういった時に2,600円出るんですけれども、できるだけこういう特別委員会も会期中にしっかり行って、止むを得ん閉会中でもせんといけんこともありますけれども、数多くあるわけではありませんで、またいろいろ市民側から見てもいろいろ分かりにくいところもありますし、あっさりこれは私は廃止したほうがすっきりしていいのではないかとそのように思っております。そのほうが市民の皆さん見てもこれで納得したという形になりまして、費用弁償いただいてないなという形になりますので、私は廃止ということでもいいんじゃないかと思っております。

委員長(大中 宏君) ほかに。はい、三好委員。

委員(三好睦子君) 今の討論は2番と3番が一緒だったん。2番。

委員長(大中 宏君) 3番は全く性格が違いますんで。

委員(三好睦子君) すみません。2番は止めて、3番の例でいけばいいのではないかと思いましたが。

委員長(大中 宏君) それは性格は全く違いますので。それじゃ、2番の件については、だいたい意見が出尽くしたようですので、再度皆さん方会派なり住民の皆さん

にいろいろ意見を聞いていただくということで宿題をお預けしたいと思います。次回についてもこの件についてまた議運が行われる場合にはこの件について再度協議をいたします。まだ審議途中ですのでしっかり幅広い意見を集約して来ていただきたいというふうに思います。1時間経ちましたのでここで40分まで暫時休憩したいと思いますので、40分になりましたら再開させていただきます。

午前10時32分休憩

午前10時43分再開

委員長（大中 宏君） それでは休憩を解き会議を再開したいと思います。では3番の議員が兼職となる委員の報酬についての件についてご協議をお願いしたいと思います。これについて先程資料が事務局のほうから出されましたけれど、これを参考にひとつご協議いただきたいと思います。このなかには、法定に定めたものというのがありますけど、これについて皆様方資料を持っておられないかもわかりませんが、今回資料、（発言する者あり）

委員（三好睦子君） 基本的な考え方ですよね。基本的な考え方としては、議員として報酬をもらっているのに日当として2,600円出るのはおかしいと、そういう基本的な考え方は。

委員長（大中 宏君） 2,600円、違います。2,600円は2の問題ですから。

委員（三好睦子君） 基本的な考え方。（発言する者あり）3の項についてですか。（発言する者あり）議員として報酬をもらっているのに日当として出るのはおかしいという、その基本的な考え方は、そこです。（発言する者あり）

はい、そこです、基本的な考え方は。（発言する者あり）

委員長（大中 宏君） 今の事務局から示されております2枚の資料をご覧になって、（発言する者あり）

委員（三好睦子君） その件についてですが、こういって審議会に出ている場合は一般の方には出て、議員だけもらわないというのもなかなか難しいだろうと。だから、それは2年間あるので、基本的には審議会には出ないほうがいいだろうということですが、今の場合は出ているので、今5,000円ですか、出てますけど、これを止めると一般の方も、何て言いますかね、議員にはなくて一般の方にはある、その区別

が、（発言する者あり）もちろんいいです、出て当たり前です。（発言する者あり）そこは難しいだろうということで、（発言する者あり）いえ、この件について良く調べたんですけど、審議会についてはこの任期中には仕方がない、（発言する者あり）考え方はそうですけど、現実は出てるので、（発言する者あり）ごまかしではなくて、（発言する者あり）事務的にできますかね、審議会にこう出て、議員が二人か三人出て、（発言する者あり）審議会に入らないのが基本的にはいいんです。（発言する者あり）基本的にはそうですけど、今の時点で（発言する者あり）審議会に入ることがおかしんじゃないかと。

委員長（大中 宏君） いえ、それとは切り離して考えてください。審議会はもう既に市長からからの諮問機関等もありまして出てますので、これに対して報酬をどうするかということで考えてもらって、審議会既に出てますので。（発言する者あり）

委員（三好睦子君） 審議会の構成員になるのがいけないと、外すのがいいんじゃないかという考えなんです。（発言する者あり）任期があるので、今入って構成員になっているので、それは現状で（発言する者あり）審議会に入らないほうがいいのではないかと。（発言する者あり）そんな中で法定に定めたところは別ですけど。

委員長（大中 宏君） このほうの紙にゴシックで、（発言する者あり）さっき配りました。これと兼職の両方ありますので、これを見られたら、今どの審議会に出よるというのがわかると思います。それからこれにはゴシックで書いてあるのが、法令で定めたというので、ちゃんと謳ってありますので。（発言する者あり）

今皆さん方には議員の報酬についてという資料を配っていただきましたので、この中身について、先程議長が言われましたが、別に決定することが適当と考えられるという項目もありますので、その点について佐々木係長のほうから説明させます。

議会事務局議事調査係長（佐々木昭治君） 失礼いたします。まず最初にお手元にお配りをしております議員の報酬についてというペーパーをご覧になっていただきたいと思います。中段2の議員の兼職の場合の併給調整と条例への規定方法というところをご覧ください。読み上げます。地方自治法には一の個人が同一の時期に複数の職に就いた場合の勤務の対価に関する調整については規定していない。しかし、議会の議員としての活動と他の非常勤特別職としての活動が重複することとなる場合には、報酬が重複されることのないよう何らかの調整措置を条例中に設けておくことは可能であると解されている、ということで、実際に議員さんが今兼職で委員に就かれている

方もいらっしゃると思いますけれども、こういうことにおいて今兼職に就かれている報酬を何らかの形で調整することができるということが書いてあります。これにつきましては、文書の一番下をご覧ください。読み上げます。下から3行目ですね、条例への規定方法は議会の議員が次の各号に該当する時は、当該兼ねる職として受けるべき報酬は支給しないと規定し、支給しない職を列挙すれば足りる、となっております。皆様方が就かれている委員名を記載しておれば、それによってその分については報酬を貰わないということができると書いてあります。

続きまして、議員が兼職の委員というこのペーパーをご覧ください。これについてご説明をいたします。こちらのほうにつきましては今現在議会事務局のほうを通して、議会のほうですね、こちらのほうに照会があって議会として選出しております議員を記入しております。ですので、報酬並びに費用弁償があるかどうかというところまでは確認をいたしておりません。またこれ以外にも皆様方、公民館運営審議会委員等に就かれている方もいらっしゃるかも知れませんが、私どもとして、事務局として把握しておるのはこれだけということになっております。また先程質問があったように、法定の審議会等の委員につきましては、現在美祢市におきましては、下から9行目ですか、青少年問題協議会委員のみとなっております。美祢市におきましてはですね、都市計画審議会並びに民生委員推薦会というのがございますけれども、そういうのがありますが、今のところそういう推薦依頼がきておりません。ですので、実際にくればこれは法定の法令によって議員の参画が認められておる審議会ということになりますけれども、議会のほうに照会がありまして選出しておりますのは青少年問題協議会委員という形になっております。以上でございます。（発言する者あり）

委員長（大中 宏君） 以上で説明を終わりますが、先程配られました支給しないということを列挙すればそれで足りると書いてありますので、審議会に出ても報酬は支給しないとやればできるということですね。（発言する者あり）

審議会そのものに参加するということについては、これ市政運営上スムーズに、図るという関係もありますので、むげにこれを拒否するわけにはいかないと思いますよね。ですからこれには積極的に参加して、逆に協力するという形のものをとるべき。ただ報酬をどうするかと。（発言する者あり）

委員長（大中 宏君） この審議会に参加する参加しないはですね、これ合併等でい

ろんな問題がありますので、これは今経過措置としては止むを得ないということで、これは既に決定されておりますので、審議会そのものについては別の場で議論していただきたいと思います。ここは兼ねる場合に報酬はどうするかと、もらうかもらわないかということについて審議をしていただきたいと思います。（発言する者あり）

そのほかの委員の皆さんで、副委員長どうですか。

副委員長（柴崎修一郎君） この審議会というのは条例で変更したところで、2年とか3年のものもあるわけでしょう。そうするといずれにしろ今入っている段階では今辞めるっていうわけにはいかんでさーね。2年とか3年が期間が違うから、そうした場合の対応もどうするかということも考えないといけんわいね。

委員長（大中 宏君） 既に終わりかけているのもあります。

副委員長（柴崎修一郎君） 順次辞めていくのかな、それもあるし。

委員長（大中 宏君） 議長、どうぞ。

議長（秋山哲朗君） ちょっと整理をしましょう。この審議会に議員として入るか入らないかということは、取り敢えず2年3年任期がありますので、この4年間で整理をしていこうということなんです。これ一番の基礎だと思うんです。その中での報酬をどうするかということの議論だと思うんです。そしてもうひとつやって欲しいのは、県下12市の資料があろうかと思えますけれど、ほとんどの所が参加してるんですよね。ただその中でどれとどれに参加するというようなことが決めてあると思うんですよ。今議員さんで議論して欲しいのはですね、今後4年間で議論して欲しいのは、この中でどれとどれをほんなら議員が参加しようじゃないかということを選んでいったらどうかと思うんですよ。その中で報酬をどうするかということではないかと思えます。よろしいでしょうか。（発言する者あり）

やはりいろんな審議会に、重要な審議会等あると思うんですよ。そこには議員として出ておかななくてはいけない。議員が入っていないと議会軽視とかですね、いろんなことが出てくると思うんですよ、決めることにおいて。だったらもう一遍議会に持って帰らなくてはいけないということが出てくる場合がありますので、やはり大事な市議会にはきちっと議会を代表して意見を言う場があってもいいんじゃないかと思えますので、今議員が兼職しておる全てじゃなしに、これとこのぶんについては最低議会として出ていこうじゃないかということの議論をしていただきたいと思います。

委員長（大中 宏君） はい、岡山委員。

委員（岡山 隆君） 先程三好委員が言われてましたこういった審議会ですね、全国的に議員が出席しないような方向になっている根拠を聞いたことがないんですよ。それで実際他市見ても、かなり議員がこうした審議会、大事な部分がありますので、しっかりと出られておりますし、議員が今後こういった審議会を出席するにあたって、美祢市の運営上また市民の皆さんにとっての大切な審議会はこういった審議会に議員が出ていくべきかということをごすねもう一度協議、今日の議題と若干ずれてあれですけれど、しっかり今後決めて、この4年間でですね、今議長も言われましたけれども、決めていかねばならないことと思っています。そのへんもう少し明確に今後していかねばならない。審議会でもいろいろ全員協議会で議員が参加しないで、その審議会の委員長さんが来られて議員に説明しても、なかなか議員が出席していないということではなかなかちぐはぐになって、なかなか意思の疎通ができていないで、何と言いますか議会運営上いろいろ問題も出てくるんじゃないかという懸念も若干感じました。だからその辺しっかりと皆さんが納得いく形で審議会に、どの審議会はしっかりと出ていこうということをごすね決めていただければいいなと思います。あと費用弁償の件についてはまた今からしっかりと検討していきたいと思っています。

委員長（大中 宏君） この審議会についてはなるべく出ないほうがいいんじゃないかという全国的にですね、事務局からではないですけれども、そういうのが出てますね。はい、荒山委員どうぞ。

委員（荒山光広君） 今いろいろ話がありますけれども、現実的な話として、今ここに挙がっているのが27のいろいろな審議会等が挙がってますけれども、この中には条例によって設置をされている委員会がたくさんあると思います。中には条例に基づかないものもあると思いますけれども、その条例の中にはですね、やはり構成委員といえますか、そういったものも謳われておると思うんですね。だから市議会議員とか、有識者とか、識見を有する者とか、いろんな表現の仕方がありますが、市議会議員として構成員に条例に謳ってある部分もなかにあると思うんですよ。だから今後今出る出ないという話をする時に、今の設置条例がどのようになっているのか、その条例の中に議員がどういうポジションにあるのかということもですね、現実的なこととして、資料として検討の材料にしていかなければいけないと思います。各審議会に出るということは、ある意味議員としても大切な部分があると思います。今の報酬を受ける受けないはそれこそ条例がありますし、先程説明がありましたように条例の中

で一文を加えると、議員としてその報酬を辞退できるというふうな説明もありましたので、それはそれとして詰めていかにやいけんと思いますけれども、今の美祢市の現状のその審議会に参加しているものをですね、少し整理していこうと先程の話ですけれども、その材料としてこういった性格でこの審議会が設置されているのかというあたりもですね、現実的な問題として検討していかなければいけないと思っています。以上です。

委員長（大中 宏君） はい、わかりました。事務局次回までに資料をお願いします。ほかには。じゃ、3の件については以上で置きたいと思います。

じゃ、その他の項について、議長さんのほうからちょっと説明をしていただきたいと思います。意見書が2枚。

議長（秋山哲朗君） 意見書のほうが、「社会保障費を毎年2,200億円削減する方針の撤回を求める意見書」と『「汚染米」の食用への転用事件の全容解明と徹底回収、外米（ミニマムアクセス米）の輸入中止を求める意見書』の2通が出ておりますので、議運で審議していただきたいと思いますし、ぜひ会派に持ち帰って審議をしていただき、最終日の時にもう一度これ出すか出さんかはしたいと思いますので、意見集約をしていただきたいと思います。

委員長（大中 宏君） 19日、議会の最終日9時30分から議会運営委員会を開くようにしていますので、その時に国保条例の一部改正というものが追加上程されますので、この件についての議運という形になっておったんですけど、この意見書についてもどういうふうにするかということについて議運で諮りたいと思います。会派代表者会議等の関係もありますけれども、時間的な関係もありますので、皆さん方のほうからですね、会派の意見をとりまとめておいていただきたいと。そして19日の議会運営委員会、これ30分しかありませんので、大変忙しいんですけども、その時にとりまとめをしたいというふうに思っております。これについては、（発言する者あり）ちょっと議長さんのほうから県下の状況。

議長（秋山哲朗君） 県下12の状況を調査しておりますので、社会保障費の再考を求める意見書についてはですね、下関市が9月定例会で可決しております。そして周南市が9月定例議会で継続審査になっております。もうひとつ光市が9月議会で可決ということで、あとのところは議案として出ておりません。12月議会他市の状況はわからん。（発言する者あり）

委員長（大中 宏君） 美祢市はちょっと早いからあれやけど、全体的にはまだ資料が出てないかもわかりませんね。いずれに最終日になるでしょうから。（発言する者あり）会長の権限でもあるかもわかりませんね。会長の判断でも十分いける。特にミニマム米については今WTO交渉の関係でこれが8%が6%になんかになったりすると、それを日本が飲んで特別枠を設けてもらうということになると、今70万トンが今度は110万トンか120万トンになるという可能性も十分、報道では報じられますので、そういうことになると益々農業危機とかそういう関係も出てくると思います。これは政府、国際関係で決められることで、なかなか難しいことだと思いますけれど、これらの点についてもある程度皆さん方議員がこれについて関心を持って協議していこうという部分も大事ではないかと思しますので、一応会派のほうにお話をさせていただきたいというふうにしておきます。で19日の最終日に係る議会運営委員会の時に先程言いました追加上程の部分とこの件については、30分ですけどご審議いただくようになると、上程するかせんかもついてもやらなくてはならないので、大変時間的に非常に切迫してますのでよろしくお願いいたしたいと思します。（発言する者あり）本来ならば議長宛て市長宛て、代表誰それという印鑑をついたもので正式な文書が出るわけですね、意見書とか要望書とかいろんなものが。そういうことでその他については終わりたいと思します。どうも大変お疲れでした。

委員（布施文子君） 一番から決まったこと、まとめを委員長さんのほうからしてください。

委員長（大中 宏君） 今日、決まったことは一切ありません。（発言する者あり）

私もまとめは下手なんですけど、議員定数については一応来年の12月末までを目途に協議をしていくと。会派のほうにもお持ち帰りをいただいて、住民の皆さん方のいろんな意見も勘案して美祢市に一番ふさわしい形を整えていくと、現在の所は数字的には20ぐらいまでには最低持っていかにゃいけないんじゃないかという意見がかなり出てますね。ですから20か18になるかということについてもまだ結論出てませんし、これに対しての根拠というものはっきりしていない、主な根拠としては長門市議会が一応参考になるということ、それらについてもまたこれから大いに全議員で検討していったら、どういうふうな数字が、人数がふさわしいかという形に、極力12月までに結論が出されるようにやっていくと。これからも議会運営委員会を開くたびにこの問題については常に協議していくということです。

それから2番目の費用弁償については、皆さんの意見としては、ほぼこれは廃止したほうがいいんじゃないかというような形に向かっていますが、これは一応条例改正等関係もあります。これ2番の項についても一緒ですけども、そういう形のもので、これはですね旅費が云々という話がありましたけれども、一応廃止の方向でいったほうがいいんじゃないかという大体話になりつつあるんじゃないかというふうに思いますね。これもまだまとまりはできてません。

それから3番目の兼職となる報酬、これももう既に市長のほうから委嘱されてますし、中には任期がもう既に大方終わろうとしているのもありますし、それから2年3年、長いものもあります。ですからそれらについては現在はそのまま継続していくと、だけど今後これについては再度こういう委員会等についての要請については、できるだけ法定に定められた分については、これは参加せざるを得ませんが、そのほかについてはですね、どういうものについては参加する、しないという面についてもこれからも話し合いをしていくと、この報酬についてはですね。大体基本的な考え方は、ほとんどの委員の皆さんは受け取らないほうがいいんじゃないかというふうな形で、これも継続して審議を進めていくと。これも先程言いましたように、別にこうこう審議会については報酬を受け取らないというような形で列記すればできますので、そういう形のものも含めて、条例改正まで含めてそういう形のものをもっていきたいというふうな形になったと思います。

ちょっととりまとめが悪いかもわかりませんが、大体以上じゃないかと思います。

それからその他の項については、今回は特例中の特例ということでこの2件の意見書については皆さん方に持ち帰っていただいてご検討いただき、次の議会の最終日の時に追加上程案と併せてこれを取り上げるか、取り上げないか。取り上げるとしたらどういうふうにするかというようなことについても、これを決めていきたいということで終わったと思います。副委員長、もし何か抜けておれば。（発言する者あり）

以上で本日の議会運営委員会は終わらせていただきます。どうもお疲れでございました。

午後 0時02分閉会

---

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成20年12月11日

議会運営委員長

大 中 宏